

実家に帰ろう住宅改修等補助金申請の流れ

来庁日 年 月 日

来庁者名 (申請者との続柄)

連絡先

ステップ① 事前申込

実家の改修工事、解体新築工事に着工する前に事前申込が必要です。

- ・補助金事前申込書（様式第1号）
 - ・補助金誓約書兼承諾書（様式第2号）
 - ・警察用誓約書（様式1号）Uターン世帯全員分（18歳未満除く）及び実家の所有者
- ※この申込みは補助金の交付を確約するものではありません。ステップ③の交付申請順で予算の範囲内となります。



ステップ② 工事着工

事前申し込み後、1年以内に事業を完了してください。



ステップ③ 補助金交付申請

申請時期

- ア 改修事業：工事が完了し、かつ、市外在住者が伊万里市の実家に転居後（転入手続き後）30日以内
 - イ 解体・新築事業：新築の保存登記が完了し、かつ、市外在住者が伊万里市の実家に転居後（転入手続き後）30日以内又は申請年度の2月10日までのいずれか早い時期
- ・補助金交付申請書（様式第3号）
 - ・補助金交付請求書（様式第5号）



ステップ④ 補助金交付決定

（約2週間）

審査の結果、補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定通知及び額の確定通知書を申請者宛に通知いたします。審査のため交付決定まで2週間ほど掛かります。



ステップ⑤ 補助金交付

（約2週間）

請求書の指定口座に補助金を振り込みます。

※申告手続きについて

この補助金は、所得税法上の一時所得に該当します。本補助金が50万円を超える場合、または他の一時所得との合計が50万円を超える場合は申告が必要となる場合がありますので、詳しくは市税務課市民税係（0955-23-2148）までお問合せください。